

令和元年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和元年6月25日天草市役所本庁第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	11番	山並彰一郎 君
12番	井島 安一 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

10番 中村三千人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議第67号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6 議第68号 非農地通知書交付申請について
日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第7回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。例年であれば梅雨の時期ではありますが、今年は雨量も少なく、農業者にとっても雨は重要ですので少しでも降ればなと思っているところです。5月27日から全国農業委員会議に出席をいたしました。熊本県から84名、全国で約2,000名が東京に集まりまして大会が開かれました。農地利用最適化推進委員が設けられて4年目になりまけれども、それがどういうものか役割を再確認してきたところです。農業委員の活動もありますが、農地利用最適化推進委員と一緒に地元の話し合いに入っていき、農地をどのように守っていくか、情報を収集していきながら活動をお願いします。本日も慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、10番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番富崎委員、11番山並委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第64号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番から4番は関連がありますので一括して説明してよろしいでしょうか。まず、1番ですが、本渡町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田3,237㎡を交換により取得したいというものです。次に2番ですが、下浦町の譲受人は本渡町の譲渡人より下浦町の田3,237㎡を交換により取得したいというものです。次に3番ですが、本渡町の譲受人は志柿町の譲渡人より下浦町の田523㎡を交換により取得したいというものです。次に4番ですが、志柿町の譲受人は本渡町の譲渡人より下浦町の田523㎡を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。1番と2番が青色着色部分です。3番と4番が赤色着色部分です。1番と3番の譲受人が隣に農地を所有しており交換することで一括管理を行いたいというものです。次が1番の現地の写真になります。次が2番の現地の写真になります。次が3番の現地の写真になります。次が4番の現地の写真に

なります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。
申請地には1番と3番は飼料作物、2番と4番は水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 現地を確認しましたが、きれいに整備されており問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番から4番の件につきまして、
質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。本渡町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田1,527㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約3.5km、青色で着色した県道本渡苅北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。6番について説明します。宮地岳町の譲受人は熊本市の譲渡人より、宮地岳町の畑63㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧宮

地岳小学校から北西へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願いします。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、譲受人の住宅の前にあり、きれいに管理されていましたので問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7 番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田 5,878 m²と畑 40,841 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約 0.1km、約 0.8km、南東へ約 2km にある農地です。青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、経営を引き継ぐためとのことで、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。有明町の譲受人は中村町の譲渡人より、有明町の田5,377㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した道の駅有明から南東へ約5.5km、青色で着色した国道324線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 9番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田5,347㎡と畑36,683㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北へ約0.4km、1.2km、北東へ約1.3km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、果樹、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、経営を引き継ぐためのものであり、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（本田実君） 日程第3、議第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。1番について説明します。転用者は東京都の個人で、五和町の畑7,476㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から西へ約1.5km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地としての管理が難しいため、杉を1,000本植林し山林として管理する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の6ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑23㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約0.8km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が狭く不便なため、1台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上で

す。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は大分県大分市の個人で、志柿町の畑312㎡を売買により取得して、駐車場用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したバリュー東部店から南東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、実家用の自己駐車場2台と貸駐車場6台分を経営する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地確認を実施しました。周辺は住宅街になっており、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。この案件は、平成30年10月に農用地区域からの除外申請があり、平成30年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みあり

と判断され、平成31年3月に除外されたものです。転用者は深海町の個人で、深海町の畑299㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下平いきいきふれあい館から南西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、県道工事に伴い移転する必要があるため、住宅1棟、1台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（中川徹君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。転用者は熊本市西区の個人で、有明町の田857㎡を売買により取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明東保育園から西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル184枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地確認をしましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 67 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 7 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 2 件、利用権の新規設定の計画が 6 件、再設定が 12 件、転賃が 0 件、合計 20 件で、筆数 84 筆、総面積が 123,393 ㎡となっております。なお、所有権移転の計画 2 件につきましては、熊本県農業公社が佐伊津町の畑 22,895 ㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 5 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 68 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 21 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、五和地域が 1 件、天草地域が 1 件、合計 3 件。筆数は全体で 4 筆、面積は 815 ㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の 6 ページの「農地に該当するかどうかの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。旧五和西中学校から北東へ約 1.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番の地図です。稜南中学校から東へ約 0.8km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番、4 番の地図です。下田南地区コミュニティセンターから北東へ約 1.0km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） 説明がありましたが、まず 1 番についてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） 2番についてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） 3番についてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） 4番についてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の22ページをお開きください。農地利用・形状変更届は2件。どちらも田を盛土して畑として利用するというものでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

午後14時45分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

山並彰一郎

署名委員

富崎すみ